

令和 6 年 度

臨時総会 議案書

1. 議 案

1) PTA規約の改正について

兵庫県立加古川東高等学校PTA

兵庫県立加古川東高等学校後援会

兵庫県立加古川東高等学校PTA規約新旧対照表

旧	新
第2章 目的及び方針 第2条 本会は会員相互の教養を高め、加古川東高校の健全な発展を図ると共に、地域における社会教育の振興に寄与することを目的とする。 第4章 会 員 第5条 本会の会員は、本校の在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する教職員によって構成する。 第5章 役 員 第6条 本会に次の役員を置く。 1. 本部役員 各学年4名 2. 理事 各学年28名 3. 校内理事 若干名 4. 顧問 若干名 第9条 役員の選任は次のとおりとする。 1. 入試後の合格者説明会において、理事の選出方法や任期について説明する。 2. 入学式終了後、直ちに全員集会を行い、理事を選出する。 3. 理事数は、1学年28名とし選出された理事は、会務委員会・学年委員に充てる。 4. 任期途中で不都合が生じた場合は、同学年の会員から選出をする。 5. 選出にあたって、これまで役員に選任されたものがいる場合は、任期满了の日から3年経過したものから選出する。なお、本人の同意があればこの限りではない。 第6章 会 計 第11条 本会の経費は会員（教職員を除く）の会費及び寄付金などによる。 第12条 会費は4月と9月に2回に分けて徴収する。 第7章 規約の改定 第15条 本会の規約及び付則は、役員会の承認を得て総会出席者の過半数を持って改廃することが出来る。	第2章 目的及び方針 第2条 本会は会員相互の教養を高め、加古川東高等学校の健全な発展を図ると共に、地域における社会教育の振興に寄与することを目的とする。 第4章 会 員 第5条 本会の会員は、本校の在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する教職員によって構成する。 1. 入会は入会届を提出する。 2. 退会は退会届を提出する。ただし、生徒の卒業または転校等、教職員については勤務校の異動により会員資格を失った者は、会員資格の消滅をもって退会とし、退会届の提出は不要とする。 第5章 役 員 第6条 本会に次の役員を置く。 1. 本部役員 各学年4名程度 2. 校内理事 若干名 3. 顧問 若干名 第9条 役員の選任は次のとおりとする。 1. 入試後の合格者説明会等において、本部役員の選出方法や任期について説明し、募集する。 2. 任期途中で不都合が生じた場合は、会員から募集する。 第6章 会 計 第11条 本会の経費は会員の会費及び寄付金などによる。 第12条 会費は年1回の徴収とする。なお、年度途中に入会届を提出した場合は、入会月の翌月から同年度末までを現金にて徴収する。また、退会届を提出した場合は、退会月の翌月から同年度末までを現金にて返還する。なお、3月に退会届を提出した際、翌年度の徴収が行われる場合があるが、その場合も現金にて返還する。 第7章 規約の改定 第15条 本会の規約及び付則は、役員会の承認を得て総会出席者の過半数をもつて改廃することができる。

付 則 第2条 総会は定期総会と臨時総会に分ける。定期総会は毎年年度初めに開き、臨時総会は会長が必要と認めた時、又は会員の3分の1以上の要求のあった時開くものとする。	付 則 第2条 総会は定期総会と臨時総会に分ける。定期総会は毎年の年度当初に開催し、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要求があったときに開催するものとする。
第3条 役員会は会長が必要と認めた時又は理事の3分の1以上の要求のあつ時開くものとする。	第3条 役員会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要求があったときに開催するものとする。
第4条 会費は会員1人につき年額6,000円とする。	第4条 会費は生徒1人あたり月額500円とし、その12箇月分となる年額6,000円を一括して徴収する。なお、徴収方法は学校徴収金と同一口座からの振替とし、徴収事務を学校事務局に委任する。また委任に際して会員名簿と委任状を提出する。
第5条 本会の機能を発揮するため、各種委員会を設けることができ、委員は会長が理事の中から委嘱（選任し委嘱）する。	第5条 本会の機能を発揮するため、各種委員会を設けることができ、委員は会長が会員の中から委嘱（選任し委嘱）する。
	第6条 付則（令和7年2月20日から一部改正する）この規約は、令和7年4月1日から施行する。

兵庫県立加古川東高等学校PTA規約（案）

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は兵庫県立加古川東高等学校PTAと称し、事務局を学校内に置く。

第2章 目的及び方針

第2条 本会は会員相互の教養を昂め、加古川東高等学校の健全な発展を図ると共に、地域における社会教育の振興に寄与することを目的とする。

第3条 本会は教育を本旨とする自主独立の団体であって、他から何らの支配・干渉を受けないと共に、学校の運営管理・教職員の人事に干渉するものではない。

第3章 事業

第4条 前章の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 学校と家庭の連絡を緊密にする事業
2. 学校の教育環境整備に関する事業
3. 会員研修に関する事業
4. 生徒の進路指導・校外生活指導・課外活動及び保健衛生に関する事業
5. その他本会の目的に必要な事業

第4章 会員

第5条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する教職員によって構成する。

1. 入会は入会届を提出する。
2. 退会は退会届を提出する。ただし、生徒の卒業または転校等、教職員については勤務校の異動により会員資格を失った者は、会員資格の消滅をもって退会とし、退会届の提出は不要とする。

第5章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 本部役員 各学年4名程度
2. 校内理事 若干名
3. 顧問 若干名

第7条 役員の任期は3年とする。

第8条 本部役員の役職は会長・副会長・監査・会計・書記とし、総会の承認を得るものとする。

第9条 役員の選任は次のとおりとする。

1. 入試後の合格者説明会等において、本部役員の選出方法や任期について説明し、募集する。
2. 任期途中で不都合が生じた場合は、同学年の会員から募集する。

第10条 役員の任務

1. 会長は会務を総理し、会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は代理をつとめる。
3. 監査は業務と会計の審査を行う。
4. 理事は会長の諮問に答え、会務を処理し、緊急事項の決議を行う。
5. 会計は本会の会計に従事する。
6. 書記は本会の庶務に従事する。
7. 顧問は臨時会議に出席し、会務の諮問に応じる。

第6章 会 計

第11条 本会の経費は会員の会費及び寄付金などによる。

第12条 会費は年1回の徴収とする。なお、年度途中に入会届を提出した場合は、入会月の翌月から同年度末までを現金にて徴収する。また、退会届を提出した場合は、退会月の翌月から同年度末までを現金にて返還する。なお、3月に退会届を提出した際、翌年度の徴収が行われる場合があるが、その場合も現金にて返還する。

第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 本会の予算・決算は毎年定期総会で承認を得るものとする。

第7章 規約の改正

第15条 本会の規約及び付則は、役員会の承認を得て総会出席者の過半数をもって改廃することができる。

第8章 個人情報の保護

第16条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取扱いについては、別に定める規定に基づき、適正に運用するものとする。

付 則

第1条 総会は、本会の最高議決機関であって、予算・決算・事業計画・会則の改正及びその他重要事項について審議し回答数の過半数をもって承認を得たものとする。

第2条 総会は定期総会と臨時総会に分ける。定期総会は毎年の年度当初に開催し、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要求があったときに開催するものとする。

第3条 役員会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要求があったときに開催するものとする。

第4条 会費は生徒1人あたり月額500円とし、その12箇月となる年額

6,000円を一括して徴収する。なお、徴収方法は学校徴収金と同一口座からの振替とし、徴収事務を学校事務局に委任する。また、委任に際して会員名簿と委任状を提出する。

第5条 本会の機能を発揮するため、各種委員会を設けることができ、委員は会長が会員の中から委嘱する。

第6条 この規約は、昭和57年5月22日から施行する。

付 則（平成6年5月21日一部改正）

この規約は、平成6年5月21日から施行する。

付 則（平成13年5月20日一部改正）

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成14年5月17日一部改正）

この規約は、平成15年5月17日から施行する。

付 則（平成16年5月15日一部改正）

この規約は、平成16年5月15日から施行する。

付 則（平成30年5月12日一部改正）

この規約は、平成30年5月12日から施行する。

付 則（令和2年5月10日から一部改正する）

この規約は、令和2年5月10日から施行する。

付 則（令和5年5月26日から一部改正する）

この規約は、令和5年5月26日から施行する。

付 則（令和7年2月20日から一部改正する）

この規約は、令和7年4月1日から施行する。